

令和 6 年 8 月 30 日
物流・自動車局保障制度参事官室

令和 6 年度自賠責制度広報・啓発活動の実施について

～自賠責が必須なのはどれ？～

国土交通省では、9 月 1 日より 1 ヶ月間、自賠責制度の広報・啓発活動を集中的に実施することにより、自賠責保険・共済への加入促進を図ります。

自動車損害賠償責任保険・共済（以下「自賠責保険」という。）は、交通事故発生時における被害者の基本的な対人賠償を確保するため、自動車損害賠償保障法により道路を走る全てのクルマ・バイクに加入が義務付けられている強制保険です。

無保険の状態での交通事故を起こした場合、加害者は刑事処分・行政処分の対象となるばかりではなく、多額の損害賠償金を自己負担することになり、被害者への損害賠償にも支障をきたすことがあります。

このため、例年 9 月を「自賠責制度広報・啓発期間」と位置付け、自賠責制度の重要性や役割、無保険車運行の違法性等について広報・啓発活動を集中的に実施し、自賠責保険への加入促進を図っています。

本年度は、近年利用が広がっているペダル付き原動機付自転車（モペット）をメインとし、「自賠責が必須なのはどれ？」の標語の下、次のとおり自賠責制度広報・啓発活動を実施します。

実施内容等の詳細については、別紙 1 をご参照ください。

1. 期間

令和 6 年 9 月 1 日（日）から 9 月 30 日（月）まで

2. 主な実施事項

(1) ポスター掲示・リーフレット配布

関係機関・団体や学校等において、自賠責制度の重要性や役割等を紹介するポスターの掲示及びリーフレットの配布を行います。図柄は別紙 2 をご参照ください。

(2) 関係業界等と連携した街頭広報活動の実施

運輸支局において、地域の損害保険会社や代理店等と共同し、街頭における自賠責制度の広報・啓発活動を実施します。

《問い合わせ先》

物流・自動車局保障制度参事官室 太田、納谷
代表 03-5253-8111（内線 41544、41534）
直通 03-5253-8585